

マイナンバーカードの休日窓口開設

大洲市では、マイナンバーカードをより申請しやすく、また受け取りやすくするため、令和3年1月から次の取り組みを始めます。まだ取得していない人は、この機会にマイナンバーカードを作りましょう。

マイナンバーカードは、これからのデジタル社会に不可欠なもので、令和3年3月からは健康保険証としても利用できるようになります。カードは申請から受け取りまでに約1カ月かかります。お早めに申請してください。

休日窓口の開設

令和3年1月から、マイナンバーカード関連業務について、休日対応を始めます。仕事や通学のため、平日に来庁できない人など、ぜひご利用ください。ただし、**開設は本庁のみです**。カード交付場所が支所の場合は、受取希望日の3日前（閉庁日を除く）までに連絡をいただければ、本庁で交付が受けられます。

【開設日時】

令和3年1月から当分の間、
毎月第2土曜日、第4日曜日の午前9時から午後1時まで

※システムメンテナンスにより開庁できない日もあります。日程は、市公式ホームページをご確認のうえお越しください。

【開設場所】

市役所（本庁） 1階市民生活課

【対応できる業務】

マイナンバーカードの申請・交付、電子証明書の更新・暗証番号の再設定など

「申請時来庁方式」を始めます

【申請時来庁方式とは】

申請者本人が市民生活課・各支所で申請する際に、あらかじめ必要書類を持参していれば本人限定受取郵便でマイナンバーカードの交付が受けられる方法です。

▽必要書類

・マイナンバーの通知カード、または、個人番号通知書

・本人確認書類

①から1点、または②から2点

① 運転免許証、パスポート、身

障者手帳など官公署が発行した顔写真付きのもの

② 健康保険証、年金手帳、医療受給者証、介護保険被保険者証、

在学証明書、学生証など
・住民基本台帳カード（お持ちの人のみ）

※15歳未満の人などは法定代理人の本人確認書類も必要です。

※必要書類が揃っていない場合は、申請時来庁方式で対応できないことがあります。詳しくは市民生活課市民係へお問い合わせください。

申請をサポートしています

市民生活課・各支所では、「申請に必要な顔写真の撮影から、オンライン申請まで」を無料で実施しています。交付申請書をお持ちの場合はご持参ください。

「個人番号カード交付申請書」が送付されます

まだ、マイナンバーカードを取っていない人には、地方公共団体情報システム機構（JISIC）か

ら「個人番号カード交付申請書」が令和3年1月から3月の間に順次送付されます。

※乳児、国外転入者など、令和2年中に別に申請書が送付された人には今回は送付されません。

申請書に付いているQRコードを読み取れば、ご自分でスマートフォンやタブレットによるオンライン申請もできます。詳細は同封されている案内文書をご覧ください。

ご自分でオンライン申請した場合は、申請者本人が交付通知書（がき）に記載された必要書類を持参のうえ、指定された交付場所に受け取りに来てください。

【問い合わせ先】

市民生活課市民係 ☎2417110



マイナンバー

特設展「大洲・新谷両藩の武芸と武具」

約260年間も平穏な時代が続いた江戸時代においても武士は、戦場で戦う兵士として必要な剣術・弓術・砲術・馬術など武芸の習得に日々励みました。こうした訓練を重ねる武士にとって、刀剣や火縄銃などの武具は、武士にとって欠くことのできない重要なもので、藩内にはこの武具類の製造を担う鉄砲鍛冶や刀鍛冶など数多くの職人が存在しました。

本展覧会では、館藏品の中から、大洲・新谷藩で培われた武芸のほか、藩の御用も担った堺（大阪府堺市）の井上関右衛門のほか、安達伴兵衛・藤田伊三良・石井伊八良など大洲で製造された火縄銃や、岡本隆国など刀匠岡本家の刀剣類を交えて、大洲・新谷両藩の武芸と武具についてご紹介します。

【休館日】

毎週月曜日（祝日の場合は翌平日）

【観覧料】 無料

【問い合わせ先】

大洲市立博物館

☎24-4107

【会期】

令和3年1月5日（火）～4月11日（日）

【会場】

大洲市立博物館4階展示室

【開館時間】

午前9時～午後5時



川田雄琴「九張弓秘伝」



伊豫大洲住 安達伴兵衛作

固定資産税に係る償却資産の申告について

令和3年1月1日現在、償却資産を所有している会社や個人は、所有状況について市に申告する義務があります。廃棄・移転などにより資産が無くなった場合も申告してください。

申告には、法人番号または個人番号が必要です。

【償却資産とは】

会社や個人が事業を行うために用いることができる機械、器具、備品などのことです。家庭用の太陽光発電設備も、発電出力が10kW以上の場合、償却資産に該当し課税対象となります。

【申告期間】

1月4日（月）～2月1日（月）

【提出先】

税務課または各支所

ご不明な点がございましたら、問い合わせ先までご相談ください。

【問い合わせ先】

税務課固定資産税係 ☎24-1711

大洲市民文化会館建設検討審議会からの答申について

市では、現在、「大洲市民文化会館（仮称）整備基本構想・基本計画」の策定に取り組んでいます。

平成30年7月豪雨災害以降、一時中断していた大洲市民文化会館建設検討審議会を、本年4月に再開しました。

同審議会において、建設候補地として抽出された「現在地」を含む3つの候補地から、制限事項や災害リスクなどの視点、交通アクセス条件や利便性、周辺公共施設との相互利用や相乗効果など、総合的に比較・評価した結果、全会一致で、「愛媛たいき農業協同組合移転後の用地が最も適している」との結論に至り、答申が提出され受理しました。



【問い合わせ先】 財政契約課管財係 ☎24-1721

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した中小事業者などに対する令和3年度固定資産税にかかる課税標準額の特例措置について

令和2年4月30日(木)「地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)」が施行され、厳しい経営環境にある中小事業者などに対して、以下のとおり令和3年度の固定資産税にかかる課税標準額の特例措置が新たに創設されました。

【特例措置内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が30%以上減少した中小事業者などに対して、令和3年度課税の償却資産および事業用家屋の課税標準額を2分の1またはゼロとします。

【対象者】

令和2年2月から10月までの連続する任意の3カ月間の事業収入の合計が、前年同期と比べ30%以上減少している中小事業者・小規模事業者^(※1)

※1 中小事業者・小規模事業者とは、以下のいずれかの条件に該当する法人または個人をいいます。

1. 資本金または出資金の額が1億円以下の法人^(※2)
2. 資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
3. 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

※2 次の法人は、資本金が1億円以下でも対象とはなりません。

- ▽同一の大規模法人に発行済株式または出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人
- ▽2つ以上の大規模法人に発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人

【対象資産】

令和3年1月1日時点で所有している償却資産および事業用家屋

(※土地や事業用以外の家屋は対象外です)

※軽減を申告する資産は、賦課期日現在(令和3年1月1日)の資産と一致している必要があります。

【軽減率】

令和2年2月～10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入の合計の対前年同期比減少率	対象資産にかかる課税標準額の軽減率
30%以上 50%未満 減少	2分の1 軽減
50%以上 減少	全額 軽減

【申請の流れ】

- (1) 中小企業者などが、市公式ホームページや市役所税務課窓口で今回の特例措置の申告書様式を取得して、認定経営革新等支援機関など(商工会議所や税理士など)へ軽減適用要件を満たしているか確認依頼をする。
- (2) 認定経営革新等支援機関など(商工会議所や税理士など)が、申告内容を確認して申告書に認定印を押印する。

- (3) 認定を受けた申告書などを市役所税務課固定資産税係に提出する。

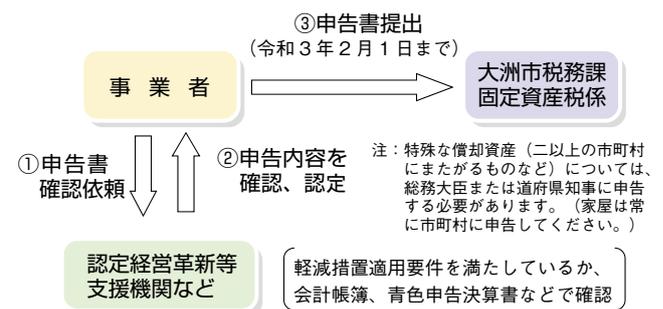
償却資産について申告される場合は、令和3年度の償却資産申告書などと一緒に、大洲市役所固定資産税係まで提出してください。

【申告期間】

令和3年1月4日(月)～2月1日(月) (厳守)

【提出書類】

- (1) 申告書(認定経営革新等支援機関などの確認(押印)を受けた原本)
 - 窓口にお越しいただくか市公式ホームページからダウンロードもできます。
- (2) 認定経営革新等支援機関などに提出した書類の写し
 - 収入減を証する書類(会計帳簿や青色申告決算書の写しなど)
 - 事業用家屋がある場合は、事業用割合を示す書類(青色申告決算書の写しなど)
 - 収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合は、猶予の金額や期間などを確認できる書類
- (3) 令和3年度償却資産申告書および明細書
 - 償却資産がある場合は、必ず令和3年度の償却資産申告書等必要書類と一緒に提出してください。



【制度の詳細】

制度の詳細やQ&Aについては、中小企業庁ホームページをご確認ください。

【問い合わせ先】

税務課固定資産税係 ☎24-1711

一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書【指名願】について

大洲市が発注する「建設工事」
「測量・建設コンサルタント等業
務」および「物品の製造・販売お
よび役務の提供等」の競争入札な
どに参加するには事前の申請が必
要です。

令和3・4年度において、競争
入札などに参加を希望する人は、
次の要領で申請書を提出してくだ
さい。

【申請の期間】
1月12日(火)～2月12日(金)
(市の休日を除く執務時間中)

【申請の方法】
市内業者：郵送(当日消印有効)
または持参

市外業者：郵送(当日消印有効)
窓口での混雑を避けるため、原
則郵送にて提出してください。市内
業者のみ持参も可能ですが、受け
付け窓口での受け付け票の交付は
行いません。返信用封筒(84円切
手貼付)を必ず添付してください。

【注意事項】

▽大洲市内に本店または営業所を
有する法人または個人で、下水
道法第22条の資格を有し、下水
道工事の競争入札に参加を希望
する者は、3月31日(水)までに下
水道課へ届け出てください。
▽申請書提出後書類内容に変更が
生じた場合は、直ちに財政契約

課契約係まで届け出てくださ
い。

▽申請はすべて財政契約課契約係
で受け付けいたします。
▽申請の期間以外での受け付け
は、行いませんので注意くださ
い。

一般競争(指名競争)入札
参加資格審査申請書【指名願】
の受け付けについての詳細お
よび申請書等の様式は、大洲市
公式ホームページ <http://www.city.ozu.nagasaki.jp/> の情
報↓入札・契約↓入札参加資
格をご覧ください。
様式は必ず最新のものを使
用してください。

電子入札利用者登録について

原則として「建設工事」および
「測量・建設コンサルタント等業
務」全てを電子入札としています。
既に利用者登録を済ませた方は
再度申請する必要はありません。
(1業者につき1登録)
愛媛県などの電子入札利用者登
録とは別に、大洲市への利用者登
録申請が必要です。

【提出・問い合わせ先】

〒795-1860-1
大洲市大洲690-1-1
市役所財政契約課契約係
☎24-1725

道路通行制限のお知らせ

街路若宮東大洲線について、道路改良工事の
ため、次のとおり通行制限を行います。

【路線名】街路若宮東大洲線(市道大洲徳森線)

【制限区間】約270m

【制限期間】12月1日(火)～3月26日(金)予定

【制限の程度】

▽車両は終日通行止め

▽歩行者は通行可能

【問い合わせ先】

都市整備課都市計画係 ☎24-1719



新型コロナウイルス感染等に伴う
傷病手当金支給期間を延長します

国民健康保険もしくは後期高齢者医療保険に
加入している被用者の人(給与の支払いを受け
ている人)が、新型コロナウイルス感染症に感
染または感染が疑われ、療養のために労務に服
することができない場合に支給する傷病手当金
の支給期間を、令和3年3月31日(水)まで延長し
ます。

【申請方法】

申請には次の書類をご用意いただく必要があ
ります。

▽事業主が勤務状況(直近3月間の就労日数お
よび療養のために休んだ期間)や直近3月間
に支払われた給与を記載したもの

▽医療機関が、傷病名や労務不能と認められた
機関などを記載したもの

※申請する場合は、指定の様式がありますので、
必ず事前に電話などでご相談ください。

【問い合わせ先】

保険年金課国保係・高齢者医療係 ☎24-1713

水道管の凍結・破裂に注意

気温が氷点下になると、水道管内の水が凍結して、水が出なくなったり、水道管が破裂して漏水する場合があります。平成30年2月8日には、大洲市で過去最低の**マイナス7・3度**を記録し、各地区で多数の凍結被害が発生しました。

次の場合には、特に水道管の凍結に注意する必要があります。

- ▽最低気温がマイナス4度以下になるとき
- ▽長時間水道を利用しないとき
- ▽建物の外など、地上に露出している水道管
- ▽日の当たらない場所や、風当たりが強い場所の水道管



凍結を防ぐには

【水道管や蛇口の保温】

露出している水道管や蛇口に、保温材や乾いたタオル・古新聞などを巻き付け、水に濡れて凍らないようにナイロン袋などで覆い、最後にビニールテープなどでしっかり巻いてください。



【水を出し続ける】

翌朝に冷え込みが予想される場合は、前夜から箸の太さぐらいの水を出しておくのも有効です。ただし、出した分の水については、料金がかりますので出し過ぎにはご注意ください。

【止水栓を閉める】

旅行などで長期間水道を使用しないときは、メーターボックス内の止水栓を閉めてください。

【凍結してしまったら】

- ▽凍結して水が出ないときには、自然に溶けるのを待つ
 - ▽**ドライヤー**などで温風を当てて、水道管内の水を溶かす
 - ▽蛇口をいっぱいにかけて、凍った部分にタオルなどをかぶせ、その上から**ぬるま湯をゆっくりとかける**
- ※水道管に熱湯をかけて急激に温めると、管にひび割れや破損を起すことがあります。



【水道管が破裂してしまったら】

水が噴き出してしまった場合は、速やかにメーターボックス内の止水栓を閉め、大洲市指定の水道業者に修理をお願いしてください。

※宅地内の修理費用は自己負担となります。

水道メーターの検針にご協力を

大洲市では、水道使用量を確実し料金を算定するため、2カ月に一度、メーターを検針いたします。

いつでもスムーズな検針が行えるよう、ご協力をお願いします。

- ▽メーターボックスの上に自動車や植木鉢などを置かないようにしてください
- ▽犬は、メーターボックスから離してつないでください
- ▽メーターボックス内は、いつもきれいにしておいてください



ボックス箇所の悪い例

【問い合わせ先】

水道課管理係 ☎3753

令和3年度から浄化槽補助金が変わります

市では、生活雑排水による水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する人に対して、費用の一部を予算の範囲内で補助しています。

これまで、「浄化槽本体」を設置する費用に対して補助していましたが、令和3年度からは、単独処理浄化槽からの設置換え（単独転換）をする人に対してのみ、「宅内配管」および「単独処理浄化槽の撤去」にかかる費用についても補助する予定としています。

なお、この変更に伴い浄化槽本体の補助限度額についても一部見直します。

【単独転換のみ拡充する理由】

浄化槽設置整備事業は、国の交付金を財源としています。令和元年度から宅内配管工事にかかる費用が交付金の対象になり、単独転換のみに限定されています。

【浄化槽本体の補助限度額変更の理由】

くみ取り槽からの設置換え（くみ取り転換）および単独転換については、本体以外にも費用が多く

かかることから、国の基準額以上を補助していましたが、宅内配管補助に国の財源を活用することが可能になったため、単独転換のみ国の基準額としました。

なお、新築については、法律に

より多くの人が浄化槽を設置するため、国の基準額の2分の1としています。

【問い合わせ先】

下水道課管理係 ☎ 1720

【令和3年度からの補助限度額】

人槽	補助区分	【補助限度額】		
		浄化槽本体	宅内配管	単独槽撤去
5人槽	新築	166,000円		
	単独転換	332,000円	300,000円	90,000円
	くみ取り転換	400,000円		
7人槽	新築	207,000円		
	単独転換	414,000円	300,000円	90,000円
	くみ取り転換	480,000円		
10人槽	新築	274,000円		
	単独転換	548,000円	300,000円	90,000円
	くみ取り転換	640,000円		

- ※新築とは、既存建物を取り壊し後、新築する場合も含みます。（新築は補助対象にならない場合があります）
- ※既存の施設が単独処理浄化槽で、増築などにより人槽が増となる場合は、新築の扱いになります。
- ※宅内配管の工事範囲は、浄化槽への流入管（トイレ、台所、洗面所、風呂などからの排水）、ますの設置および住居の敷地に隣接する排水路までの放流管の設置にかかる工事のことです。
- ※単独槽撤去は、浄化槽の設置のために全撤去が必要な場合で、最終処分場にて処分した場合のみ補助します。
- ※工事費用が補助限度額に満たない場合は、それぞれの工事費用の千円未満を切り捨てた額の合計になります。
- ※記載している内容は、改正予定の要綱に基づくもので、今後、変更となる場合があります。



ご家庭の浄化槽を確認してください

平成12年の浄化槽法改正により、平成13年4月1日から単独処理浄化槽の新たな設置が禁止され、過去に設置された単独処理浄化槽の管理者は、合併処理浄化槽への設置換えに努めることになっています。

また、耐用年数を過ぎているものが数多く存在していますので、破損などによりトイレの汚水が垂れ流しになっている場合があります。

ご家庭の浄化槽を確認し、合併処理浄化槽への設置換え、または公共下水道などへの接続をお願いします。

【単独処理浄化槽の見分け方】

トイレが水洗になっているからといって、必ず合併処理浄化槽になっているとは限りません。浄化槽の見た目も種類によっては違いがよく分からないものがあります。

まずは、浄化槽保守点検報告書を確認してください。報告書が手元がない場合は、台所・お風呂・洗濯・洗面所などの雑排水がどこ

に流れているのかを確認してください。浄化槽へつながない場合は、トイレの汚水だけを処理している単独処理浄化槽です。

【設置換えが必要な訳】

合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽と違い雑排水も浄化できるため、河川や海の水質に与える影響を大幅に減らすことができます。

また、雑排水による悪臭などを減らすことができるため、住環境が改善されます。

【補助金の活用】

大洲市では、浄化槽設置整備事業により、一定の要件に該当する合併処理浄化槽の設置者に対して補助金を交付していますので、ご利用ください。

【問い合わせ先】

▽浄化槽全般
市民生活課環境保全係

☎ 24 1710

▽浄化槽補助金

下水道課管理係 ☎ 24 1720

寝たきり高齢者などの障害者控除

身体障害者手帳などの交付を受けていない場合でも、要介護認定者などで、寝たきり度や認知症の状態が一定の基準に該当する場合は、市で認定書を交付します。

本人または扶養者が、この認定書で確定申告・住民税申告をすると、所得控除（障害者控除）の対象となります。

【認定書交付対象者】

大洲市に住所を有する人で、次のいずれかの状態にあると市長が認定した人

▽身体障がい者（1～6級）に準ずる障がいがある人

▽知的障がい者（軽度～重度）に準ずる障がいがある人

▽寝たきり高齢者

※介護認定資料・医師の診断書などをもとに、市の認定基準表で判定します。なお、要介護認定を受けている人でも該当しない場合があります。

※既に身体障害者手帳などで控除を受けている人や、本人または扶養者が非課税で申告の必要がない人は、認定書の取得は必要ありません。

【問い合わせ先】

高齢福祉課地域支援係 ☎ 24-1714

「ボタニカルアート展」の開催

ボタニカルアート展を開催しますので、ぜひご来場ください。

【日 時】 12月12日(土)～令和3年2月21日(日)

【入場料】 無料

【会 場】 肱川風の博物館・歌麿館

【開館時間】 午前9時～午後5時

(入館受付 午後4時30分まで)

【関連イベント】 ボタニカルアートレッスン(要予約)

手ぶらで気軽に参加できます。初心者でも大丈夫です。

▽日 時 令和3年1月17日(日)
午後1時30分～3時30分

▽講 師 矢野 美保先生

▽定 員 10人(先着順)

▽参加費 2,000円(材料費込み)

▽休館日 火曜日、祝日の場合、
年末年始



【問い合わせ先】

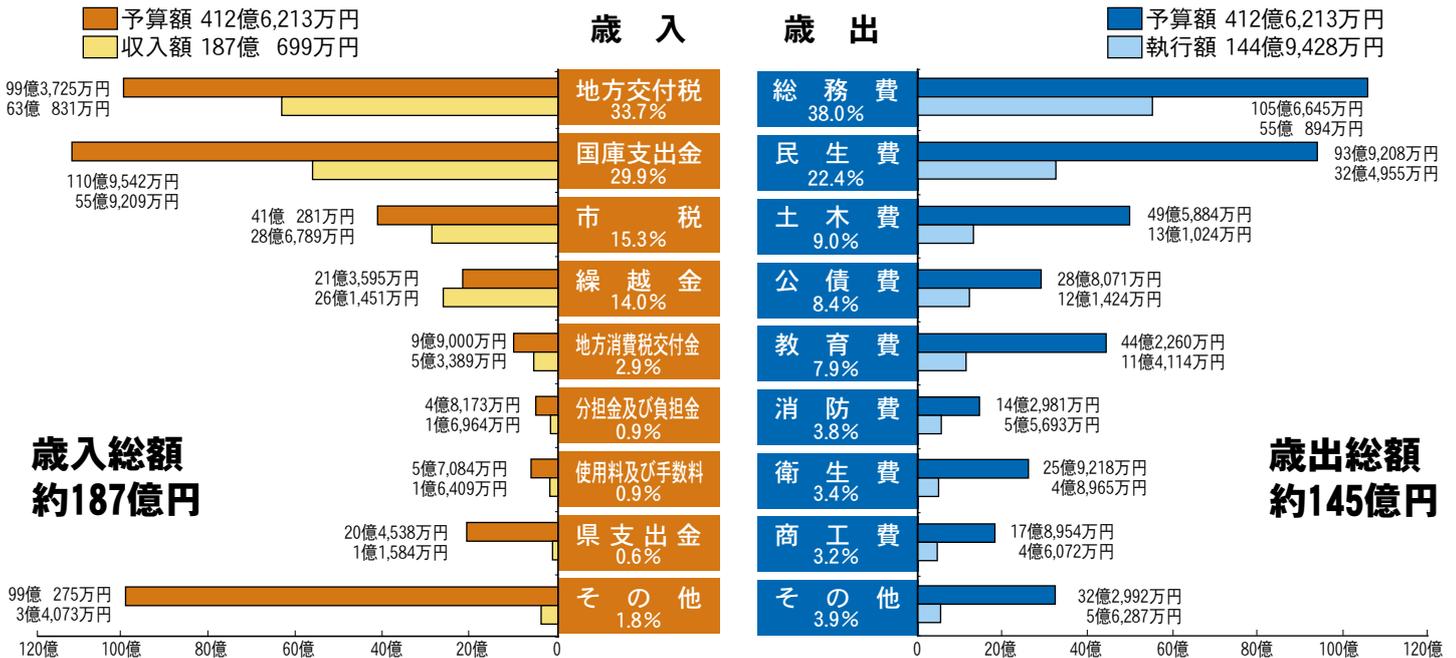
肱川風の博物館・歌麿館 ☎ 34-2181

令和2年度上半期

財政状況をお知らせします

大洲市財政状況の公表等に関する条例第2条および地方公営企業法第40条の2の規定により、令和2年4月1日(水)から令和2年9月30日(水)までの本市の財政状況および業務状況を次のとおり公表します。

一般会計予算執行状況 (令和2年度上半期の歳入・歳出の状況)



用語解説

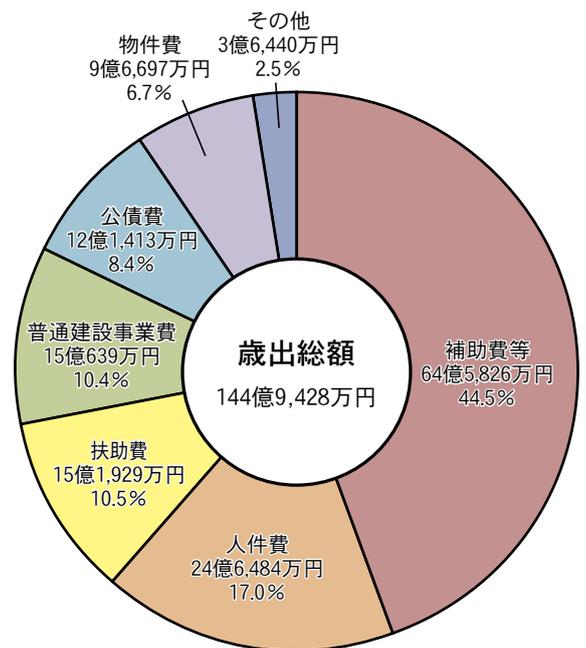
(上のグラフ) ↑

歳入	地方交付税	どの地域に住む人でも、一定水準のサービスが受けられるよう国から交付されるお金
	国庫支出金	道路や建物の整備などに必要なお金の一部として国から受け入れたお金
歳出	総務費	市役所の管理、電算システム、戸籍、税などの事務に使ったお金
	民生費	主に福祉の充実のために使ったお金
	土木費	道路や河川などの整備のために使ったお金

(右のグラフ) →

歳出性質別	補助費等	団体などへの補助金や、消防などの事務を共同で処理するために設立された組合への負担金などに使ったお金
	扶助費	児童手当や福祉医療、介護福祉施設・保育所の運営などに使ったお金
	普通建設事業費	道路や公園などの公共施設を建設するために使ったお金
	物件費	ごみ処理やバスの運行、公共施設の運営などに使ったお金

一般会計性質別執行状況



市有財産の状況

(市が所有する土地・建物・基金など)

種 別	面積など
宅 地	2,053,846㎡
山 林	4,597,231㎡
田 畑	311,847㎡
雑 種 地	464,592㎡
建 物	350,540㎡
立 木	103,916㎡

名 称	金 額
財 政 調 整 基 金	23億1,886万円
減 債 基 金	10億5,103万円
国民健康保険財政調整基金	0万円
土 地 開 発 基 金	4億8,699万円
その他特定目的基金など	44億1,244万円
出 資 金 な ど	3億1,513万円
合 計	85億8,445万円

※令和2年9月30日現在

世帯数：19,856世帯 人口：42,148人

市税と市民負担の状況

項 目	金 額	1世帯 当たりの 負担額	1 人 当たりの 負担額	割 合
市 民 税	9億7,329万円	49,018円	23,092円	33.9%
固定資産税	15億9,913万円	80,536円	37,941円	55.8%
たばこ税	1億1,960万円	6,023円	2,837円	4.2%
軽自動車税	1億7,558万円	8,843円	4,166円	6.1%
入 湯 税	29万円	14円	7円	0.0%
合 計	28億6,789万円	144,434円	68,043円	100.0%

市債の状況 (市の借入金の残高)

区 分	件数	現 在 高	1世帯 当たりの額	1 人 当たりの額
一般会計分	300	281億3,477万円	1,416,940円	667,523円
特別会計分	30	2億 761万円	10,456円	4,926円
企業会計分	241	110億3,811万円	555,908円	261,889円
合 計	571	393億8,049万円	1,983,304円	934,338円

企業会計の状況 (水道や病院の経営状況)

区 分	総 収 益	総 費 用	当期純利益
工業用水道	434万円	458万円	△24万円
水 道	3億8,497万円	2億3,170万円	1億5,327万円
下 水 道	3億3,825万円	6,255万円	2億7,570万円
病 院	13億 220万円	13億3,120万円	△2,900万円

特別会計の状況

会 計 名	予算現額	収入済額	支出済額	差 引 額
国 民 健 康 保 険	55億1,058万円	21億3,425万円	20億5,217万円	8,208万円
国民健康保険診療所	1億 804万円	3,001万円	4,525万円	△1,524万円
後期高齢者医療	6億6,438万円	1億8,939万円	2億 114万円	△1,175万円
介 護 保 険	54億2,744万円	21億1,437万円	22億3,031万円	△1億1,594万円
港 湾 施 設 事 業	762万円	144万円	305万円	△161万円
土 地 取 得 造 成	20万円	0万円	0万円	0万円
住宅新築資金等貸付事業	1億6,146万円	172万円	1億6,037万円	△1億5,865万円
農業集落排水事業	1,827万円	271万円	517万円	△246万円
温 泉 事 業	870万円	86万円	135万円	△49万円
商業集積施設管理	316万円	135万円	0万円	135万円
工業用地造成事業	5億7,842万円	0万円	4,550万円	△4,550万円
飲料水供給事業	4,523万円	358万円	1,568万円	△1,210万円

「大洲市障がい福祉計画(第6期)・大洲市障がい児福祉計画(第2期)」および「大洲市高齢者保健福祉計画・大洲市介護保険事業計画(第8期)」素案に対する意見募集

大洲市では、ともに支えあう福祉のまちづくりを推進するため福祉の充実を図るとともに、住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けられるよう、それぞれの法律に基づいて次の計画を作成しています。

- ① 大洲市障がい福祉計画(第6期)
- 大洲市障がい児福祉計画(第2期)
- ② 大洲市高齢者保健福祉計画・大洲市介護保険事業計画(第8期)

この計画にみなさんの意見を反映させるため、計画素案を公表し、意見募集を行います。

【計画素案の公表方法および供覧場所】

- ▽市公式ホームページ
- ▽市役所本庁(①社会福祉課、②高齢福祉課)
- ▽各支所(長浜・肱川・河辺)地域振興課
- ▽各公民館

【供覧および意見募集の期間】

12月15日(火)～令和3年1月15日(金)
(土、日、祝日、年末年始は除く)
※供覧時間：午前8時30分～午後5時15分

【意見の受付方法】

意見は、氏名、住所、連絡先を明記のうえ郵送、ファックスまた

は電子メールにより、①は社会福祉課へ、②は高齢福祉課へ提出してください。持参する場合は、本庁または各支所の担当課へお願いします。(書式不問)

【意見の取り扱い】

意見集約後、大洲市の考えを公表します。(ご意見をいただいた人の氏名などの公表および意見に対する個別の回答はしません。また、内容が類似する場合は、まとめて公表することがあります)

【意見募集の対象者】

- ▽市内に住所を有する人
- ▽市内に事務所および事業所を有する法人・団体など
- ▽市内の事務所および事業所に勤務する人
- ▽市内の学校に在学する人
- ▽計画などに利害関係を有する法人・団体など

【問い合わせ先(受付場所)】

社会福祉課 〒795-8601
大洲市大洲690番地の1
☎241758 FAX240961
E-mail:syakaihukushika@city.ozuohime.jp

高齢福祉課 〒795-8601
ozuohime.jp

大洲市大洲690番地の1
☎241714 FAX240961
E-mail:koureihukushika@city.ozuohime.jp

長浜支所 〒799-3401

大洲市長浜甲480番地の3

地域振興課 ☎521111

肱川支所 〒797-11592

大洲市肱川町山鳥坂74番地

地域振興課 ☎342311

河辺支所 〒797-1601

大洲市河辺町植松548番地

地域振興課 ☎392111

各公民館

1月26日は「文化財防火デー」です
文化財を火災などから守ろう

【文化財防火デーをご存じですか】

昭和24年1月26日に奈良県生駒郡斑鳩町にある法隆寺金堂から出火した火災によって、壁十二面に描かれた仏画の大半が焼損しました。

その後も文化財の焼損などが続いたため、文化財を火災から守ろうという世論が高まり、昭和30年から1月26日を「文化財防火デー」とし、防火設備の点検や消防訓練を実施して、文化財を火災から守る運動を行うこととなりました。

消防署では、この日を中心に文化財を火災から守るための消防訓練や防火査察などを実施し、火災予防を推進しています。

【文化財を火災から守りましょう】

文化財建造物は、その多くが木造であるため、火災により大きな被害を受ける危険性が高くなっています。このような文化財を火災から守るためには、日頃から防火対策が大切です。また、文化財の周辺でのたき火、喫煙はしないように、さらに、周辺にはごみや紙くずなどを捨てないように注意してください。

文化財は、歴史・文化を正しく理解するうえで欠かすことのできない国民共有の貴重な財産です。さまざまな災害から文化財を守り、歴史的遺産を大切に保護し、後世に伝えていくことは私たちの責任です。

みなさんも、

身近にある文化財の保護にご理解とご協力をお願いします。



【問い合わせ先】

大洲消防署本署 ☎240119
長浜支署 ☎520119
川上支署 ☎342851